



一万円特許印紙

寸法 縦 二十七ミリメートル
横 三十三ミリメートル

刷色 地紋 銀色
模様 青緑色と黒色

地紋 PATENT及びJPOの波状配列

五千円特許印紙

寸法 縦 二十七ミリメートル
横 三十三ミリメートル

刷色 地紋 薄い黄緑色
模様 赤紫色と黒色

地紋 PATENT及びJPOの波状配列

三千円特許印紙

寸法 縦 二十七ミリメートル
横 三十三ミリメートル

刷色 地紋 薄い黄緑色
模様 赤色と黒色

地紋 PATENT及びJPOの波状配列

千円特許印紙

寸法 縦 二十七ミリメートル
横 三十三ミリメートル

刷色 地紋 薄い黄緑色
模様 暗い青色と黒色

地紋 PATENT及びJPOの波状配列

五百円特許印紙

寸法 縦 二十一・五ミリメートル
横 二十五・五ミリメートル

刷色 地紋 薄い黄緑色
模様 にぶい赤色

地紋 PATENT及びJPOの波状配列

○厚生労働省告示第四百二十三号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、平成二十三年一月一日から同年三月三十一日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。

平成二十二年十二月二十一日

厚生労働大臣 細川 律夫

一 常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合は、当該改訂に係る休業補償の額）に乘すべき率 別表第一に掲げる率

二 常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合は、毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乘する率 別表第二に掲げる率

三 日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乘する率 別表第三に掲げる率



十万円特許印紙

寸法 縦 二十七ミリメートル
横 三十三ミリメートル

刷色 地紋 銀色
模様 にぶい赤色と黒色

地紋 PATENT及びJPOの波状配列

五万円特許印紙

寸法 縦 二十七ミリメートル
横 三十三ミリメートル

刷色 地紋 銀色
模様 暗いオリーブ緑色と黒色

地紋 PATENT及びJPOの波状配列

三万円特許印紙

寸法 縦 二十七ミリメートル
横 三十三ミリメートル

刷色 地紋 銀色
模様 薄い黄茶色と黒色

地紋 PATENT及びJPOの波状配列